



小学校の夏季休業期間のこどもの居場所 取組事例集

2025年 3 月

ともに挑む。ともに実る。



みずほリサーチ&テクノロジーズ

社会政策コンサルティング部

この事例集は、小学校の夏季休業期間のみこどもの居場所を利用したいというニーズの顕在化を受け、そうした居場所づくりにこれから取り組み始める全国の自治体ご担当者にとって、参考にしていただける情報を提供するよう、作成したものです。

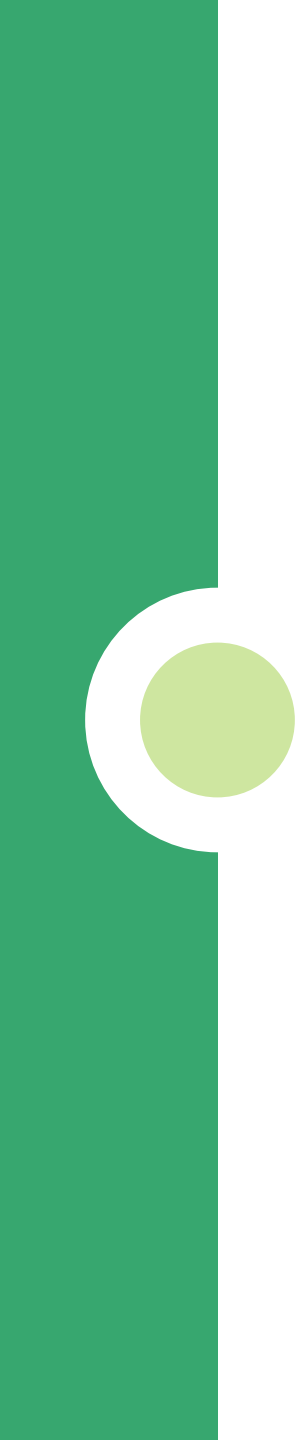
「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」（令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業）では、全国の市区町村・夏季休業中のこどもの居場所の運営主体・小学生のこどもを持つ保護者を対象としたアンケート調査を実施し、夏季休業期間におけるこどもの居場所に係る自治体・運営主体の取組状況や課題、利用者ニーズ等の把握・分析を行いました。また、市区町村10か所へのヒアリング調査により、夏季休業期間におけるこどもの居場所の設置背景や事業内容、工夫、効果等についてお話を伺いました。本事例集では、その結果の中から、特に自治体の皆さま等の参考になる部分を抜粋して掲載しています。調査実施に当たりご協力いただいた自治体、運営主体の皆さまには、この場を借りて御礼を申し上げます。

本事例集が、各自治体における小学校の長期休業中におけるこどもの居場所確保に係る取組の普及・拡大の一助となれば幸いです。

2025年3月

- 夏季休業期間中におけるこどもの居場所の運営事例 p.3
- 夏季休業期間におけるこどもの居場所づくりの状況（アンケート調査結果） p.26
- 参考情報等 p.33





夏季休業期間におけるこどもの居場所の 運営事例

放課後児童クラブとして夏季休業中の居場所づくりに取り組む自治体の事例

番号	自治体名	地域区分	都市区分	放課後児童クラブの 登録児童数 (R6年5月)	放課後児童クラブの 待機児童数 (R6年5月)	ページ数
事例 1	岡山県 岡山市	中国・四国	政令指定都市	9,904人	236人	p.6
事例 2	東京都 大田区	関東・信越	東京特別区	5,489人	158人	p.8

(放課後児童クラブ以外の) 小学生の預かり事業等として夏季休業中の居場所づくりに取り組む自治体の事例

番号	自治体名	地域区分	都市区分	放課後児童クラブの 登録児童数 (R6年5月)	放課後児童クラブの 待機児童数 (R6年5月)	ページ数
事例 3	大阪府 河内長野市	近畿	一般市	1,191人	0人	p.10
事例 4	北海道 恵庭市	北海道・東北	一般市	813人	12人	p.12
事例 5	滋賀県 東近江市	近畿	一般市	1,620人	67人	p.14
事例 6	三重県 松阪市	東海・北陸	一般市	1,452人	1人	p.16
事例 7	岐阜県 美濃加茂市	東海・北陸	一般市	1,021人	26人	p.18
事例 8	愛知県 豊川市	東海・北陸	一般市	1,789人	97人	p.20
事例 9	静岡県 長泉町	東海・北陸	町村	687人	0人	p.22
事例10	神奈川県 厚木市	関東・信越	一般市	1,319人	35人	p.24

本事例集作成にあたり、自治体の取組内容について、以下の6つの観点で情報収集を行い、その内容を整理しました。
各事例の「取組概要」では、各自治体の特徴的な取組を抜粋し項目別に掲載しています。なお、取組内容は調査実施時点のものです。

【こどもの居場所の確保に向けて】

場所・設備

こどもの居場所をどこに確保しているか（学校施設、児童館、保育所等）
居場所確保にあたり、どのような設備等を用意しているか

人材確保

こどもの支援を担う人材をどのように確保しているか
（有資格者、放課後児童支援員、補助員、アルバイト、ボランティア等）

利用推進

どのように利用できる居場所を調整・周知し、利用できる環境（送迎等）を整備しているか

【安心・安全に過ごし、多様な体験等に触れることのできる環境整備に向けて】

開所日・開所時間

各家庭やこどもが希望する開所日・開所時間とするためにどのような対応を行っているか
（開所時刻、お盆期間中の開所への対応等）

昼食提供

昼食提供がどのように行われているか（提供方法、提供に当たっての手続きの進め方等）

安全管理・衛生管理

どのように安全管理・衛生管理を行いながら多様な活動・体験を提供しているか

自治体概要

- 岡山県の南東部に位置する人口698,671人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は34,630人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課。公立民営は小学校の敷地内（空き教室、専用施設等）で実施するケースが多い。私立民営は、小学校の敷地内もしくは保育所等で実施。そのほか、放課後児童健全育成事業の届出を行わず独自に運営する民間学童も多くある。

施策の
背景



- 以前は放課後児童クラブを運営委員会（地域住民等により構成）で運営しており、長期休業中のみの利用区分を設けているところもあれば、設けていないところもあった。他方で、保護者からは**長期休業期間中のみ利用したいという要望**があがる状況の中、令和2～4年度で**クラブの設置形態を市立に移行したタイミング**で、一律的に長期休業期間のみの利用区分を設けた。
- 保護者の（長期休業期間中の利用に関する）要望は、移行に向けた平準化ルール策定時に、各クラブへの聞き取りや調査により把握した。



施設の外観
出所：岡山市提供



タイムシェア活用状況
出所：岡山市提供

施策の
内容



- 公立民営のクラブでは、放課後児童クラブの利用区分として「通年利用（年間を通しての毎月利用）」のほか「期間限定利用（春休み（4月）・夏休み・冬休み・春休み（3月）の長期休業期間のみの利用※夏休みの利用だけなど、一部の長期休業期間のみ申請することも可能）」を設けている。
- 前年度の10月頃に翌年度利用（通年利用のみ）の一次募集を受付。2月から二次募集を行い、定員に空きがある放課後児童クラブのみ長期休業期間のみの申込みも受け付ける。それ以降も、空きがあれば、「通年利用」「期間限定利用」とともに申込みを受け付ける。定員の枠内で長期休業期間中のみ利用できる利用区分を設けている。
- 夏季休業中のみの利用ニーズが高いのは、高学年児童である。学校がある期間は自宅で一人で過ごすことができるが、長期休業中に一日中一人で過ごすことには不安があるという理由から利用を希望する。

取組
概要

場所・設備

- 夏季休業中は、教育委員会及び小学校の協力を得て、**熱中症対策や感染症対策の観点から、分散して活動できるよう小学校の施設、設備を利用**している。
- 学校がある期間中も、特別教室（図工室、家庭科室等）を**タイムシェア方式**で利用している。ただし、物を置いておけないため、都度必要な物を持っていく必要がある、専用施設からの児童の引率に人員を要するなど、職員の負担は相応にある。タイムシェアの活用にあたっては、学校、クラブ、市と三者で協議を行い、使用方法や動線の確認を行っている。また必要に応じて、市でパーテーション等を購入し、児童の安全面に配慮している。

人材確保

- 長期休業中は、各運営主体が近隣の大学に声かけなどを行い、学生アルバイトや補助員を増員し対応している。
- また、夏休み前など、市等でスタッフ就職相談会を行い、放課後児童支援員のPRや募集を行っている。

昼食提供

- 昼食は、公立民営のクラブでは原則持参としている。衛生管理や職員負担（注文を聞く、お金の管理等に伴う職員の対応）の理由から、放課後児童クラブによる提供は行っていない。ただし、保護者からは弁当の注文を取ってほしいという要望を聞く。他自治体では保護者主体で昼食提供を開始する事例もあり、今後検討が必要と認識している。

利用推進

- 希望する小学校区内の放課後児童クラブで期間限定利用が叶わなかった場合は、空きのある別の小学校区の放課後児童クラブに申し込むこともできる。「岡山市立放課後児童クラブ利用ガイド」に、**居住する小学校区以外の放課後児童クラブも申込み可**と記載して、周知している。実際に、隣の小学校区や保護者の職場の近くなどにある放課後児童クラブを利用する家庭もある。

取組成果
・課題

- 「期間限定利用」の利用区分設定について、保護者には喜ばれているとの認識である。また、学区外の放課後児童クラブ利用も可としていることから、「**期間限定利用**」の利用区分設定が**待機児童削減に機能している可能性**はある。しかし、定員枠内での受入れになるため、効果が限定的という点は否めない。待機児童が発生している放課後児童クラブは、そもそも一次募集で定員枠が埋まっている。したがって、長期休業中のみ利用を希望しながらも通年利用で登録している家庭があるとの話も聞く。長期休業期間中のみ利用を希望する児童の受入れ方法として、何が最も実現可能で効果的なのか、模索している。



↑ スタッフ就職相談会の様子
出所：岡山市提供



↑ 新聞折込チラシ（令和7年2月）
出所：岡山市提供

自治体概要

- 東京都の区部南部に位置する人口733,634人（令和6年1月1日現在）の特別区。区内の児童数は29,337人（令和6年度）。
- こどもの居場所の開設に関する事業の所管は、大田区こども家庭部子育て支援課及び教育総務部教育総務課である。公立民営の放課後児童クラブでは、株式会社、社会福祉法人などが運営主体となっている。
- 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所は、放課後子供教室、児童館がある。

クラブ数	公立公営	公立民営	民立民営
	23	62	0
登録児童数	5,489（令和6年5月1日時点） 5,275（令和6年10月1日時点）		
待機児童数	158（令和6年5月1日時点） 1（令和6年10月1日時点）		

施策の内容



- 公立公営・公立民営問わず、**夏季休業中のみの利用枠を設定**しており、例年、5月頃に各施設において約10名の募集案内を行っている。利用要件は、通年の利用要件と同様である。
- 待機児童の受け皿として機能している側面もある。



活動内容



- 夏季休業中は室内で遊んだり、宿題をして過ごす時間が多い。また、学校内の体育館等を活動スペースとして利用することもある。
- スポーツ選手を呼んで教えてもらったり、地域の方にきてもらい昔ながらの遊びを教えてもらって過ごす等、活動内容を工夫している。様々なイベントが実施されているため、多様な体験や異学年同士の交流も増える。また、放課後児童クラブに通うことで夏休み中も生活リズムを整えられるという声もある。



取
組
概
要

開所日・開所時間

- 平日（学校のある期間）の登校時間は概ね8時～8時30分までである一方、学校休業日（長期休業期間含む）の放課後児童クラブ開所時間は8時30分と乖離があった。放課後児童クラブの夏季休業中の開所時間に係るニーズ把握のため、利用者アンケートを実施した結果、**開所時間を8時30分前に前倒しして欲しい**との希望が多かった。
- 令和7年度は夏季休業期間から試行的に、学校休業日（長期休業期間、学校の振替休日等）の開所時間を8時に設定する予定である。現段階では、土曜の開所時間については対象としていない。

人材確保

- 各施設で、登録者数に応じて臨時でスタッフを雇用する場合がある。

安全管理・衛生管理

- 夏季休業中も、通常利用と同じように入退出管理システムを導入して出欠確認を行っている。
- 公立民営では、計9つの事業者に運営委託しているが、各施設でイベント活動を実施する際には、区が事前確認等の管理を行っており、夏季休業期間を含む、こどもの居場所の安全確保に努めている。夏季休業期間中においても、児童が安全に学校内で過ごせるよう、**学校と連携**し、諸室の確保について調整している。

昼食提供

- 放課後児童クラブにおいて、保護者の負担軽減のため、夏季休業期間における**弁当配食**を行っている。業者と利用者間で注文のやりとりを行い、全てキャッシュレス対応である。（令和6年度は1食500円～600円程度）
- 配食サービスは、保護者からは負担軽減に繋がり助かる、もっと弁当の種類に幅を持たせてほしい、などの声がある。
- なお、放課後子供教室及び児童館（一般利用）では、**長期休業期間中の昼食持参を可**としており、多くの児童が1日を通して施設を利用することができる。

取組成果
・課題

- 令和6年度学童保育（夏休み利用）の申込み状況は約350名だった。令和4年度から申込み数は減少傾向にある。減少の理由としては、**放課後子供教室において昼食持参可**としたことにより、安全・安心に1日を通して過ごせる居場所ができたことにもよると考えられる。申込みを希望する家庭の特徴として、待機児童のほか、平日（学校のある期間）は放課後子供教室を利用している、などが挙げられる。
- 開所時間を早めるうえでの課題は、人員の確保**である。夏季休業期間中は終日利用・開放となるため、勤務時間のローテーションを組む必要がある。



自治体概要

- 大阪府の南河内地域に位置する人口99,226人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は4,035人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は放課後児童課である。令和6年度初めて、国立民営の放課後児童クラブ（定員30名）が開設された。市内で認定こども園を運営する社会福祉法人が運営しており、次年度も、住宅地の空き家を活用してさらに1か所（定員20名）開設する予定である。
- 公立公営の放課後児童クラブは、小学校敷地内あるいは隣接施設に設置している。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	国立民営
	12 (33)	0	1 (1)
登録児童数	1,191（令和6年5月1日時点） 1,083（令和6年10月1日時点）		
待機児童数	0（令和6年5月1日時点） 0（令和6年10月1日時点）		

施策の
背景

- 夏休み中の利用を求める保護者からの問い合わせや12箇所の放課後児童クラブの保護者会代表者との意見交換会において、毎年、夏休みのみの利用に関する要望が上がっていた。
- 当市の放課後児童クラブは、「3ヶ月以上・月17日以上利用」を条件としている。中には平日（学校のある期間）には利用しないものの、夏季休業中には利用したいという家庭が4月から夏季休業終了まで登録するケースも一定数あった。
- 認定こども園等で実施する一時預かり事業と同様のイメージで、小学生を対象として事業化できないかと検討し、令和4年度に1つの社会福祉法人で、夏季休業期間預かり事業を試行実施した。料金は1日単位で設定、定員は20名とした。

施策の
内容

- 市内3か所で、「夏季休業期間預かり事業」を実施。実施場所を市内の中心部、西側、南側と分けており、**実施場所以外の小学校区に住む家庭**も利用できる。令和7年度は利用料を見直し、4か所で実施予定。
- 運営は、**幼稚園やこども園を運営する学校法人、あるいは放課後児童クラブを運営する社会福祉法人に委託**している。市と民間事業者が協議する場合（園長会等）での挙手方式により、委託事業者を決定する。
- 令和6年度の実施状況として、3施設の定員50名に対して登録人数が117名。延べ利用者数は合計で850名であった。利用児童は1年生が最も多く、実施場所であるこども園等の卒園児が利用するケースが多い。

参考

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/static/reiki/reiki_honbun/I700RG00001739.html

小学生を対象に夏季休業期間中の預かり事業を実施します。（河内長野市HP）

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/77/72589.html>

取組
概要

場所・設備

- ・ **こども園や幼稚園の施設設備**を活用。あるこども園では保育室以外に、地域の人がこどもを預かる地域子育て支援センター事業用に使用していた部屋も活用している。
- ・ こども園や幼稚園は夏季休業中であるため、充実した施設の全体を利用できるほか、園内の日除け付きプールで安全に楽しく遊べる点もありがたい。「暑い日にプールで遊んだのが楽しかった」とこどもからの声もあった。
- ・ こども園等で小学生のこどもを受け入れるにあたり、**運営主体において、児童期のこども向けの書籍やおもちゃを購入**してくれた。また、**小学校で使っていない3～4年生用の机と椅子**を施設へ配置するという対応も行った。これについては、小学校と連携し、協力を仰いだ。

人材確保

- ・ 職員の配置人数は、児童20名に対して職員1名以上としている。追加で臨時職員の雇用等も行いつつ、職員が総力を挙げて運営にあたってくれている。
- ・ **職員の人件費1名相当分を市からの補助対象**とした。人件費は、市の会計年度任用職員の基準を考慮して時給1,205円に統一し、補助金で賄えない分は利用料で補填してもらうこととした。

昼食提供

- ・ 1食あたり400円～450円を徴収し、昼食提供を行っている。保護者には好評である。

利用推進

- ・ 令和5年度は、放課後児童クラブの利用相談を受けた際に、夏季休業中の預かり事業を案内した。
- ・ 申込み受付は、夏季休業が始まる前の7月1日から開始する。

開所日・開所時間

- ・ 原則的には、午前8時から午後7時までのうち、**4時間以上の開設を補助要件**とした。
- ・ 実際は、放課後児童クラブと同様の時間帯で運営しており、1日10時間のところが1か所、1日11時間のところが2か所となっている。

取組成果
・ 課題

- ・ 令和4年度に試行実施の結果、利用希望者が定員を上回り予想以上の反響であった。スポットではなく（夏季休業中の）継続利用ニーズがあることもわかった。これを**令和5年度から事業化し、3か所で実施**。登録者数は着実に増加している。
- ・ 職員からは、卒園児の成長を目の当たりにする喜びの声が聞かれる一方で、未就学児と小学生の違いに驚きや戸惑いを感じるという意見もある。また、**卒園児でない児童とは一から関係を築く必要があり、その難しさ、大変さ**の声もある。
- ・ 夏季休業中の預かり事業においては、同じ児童を継続的に預かる放課後児童クラブと異なり、**利用児童の学年や男女構成等が日ごとに変わる**。これに向き合い対応する職員の負担は大きい。日々の環境変化に柔軟かつ臨機応変な対応を行いつつ、長い1日を過ごすことが求められる。
- ・ 将来的には、全ての小学校区のこどもが利用ニーズに応じて当該事業を利用できる状態になることが望ましい。そのためには、現状カバーできていないエリアでの実施が必要である。来年度、地域人口の多い市内北寄りの幼稚園での実施が実現すれば、地域的なバランスはある程度担保できる。

自治体概要

- 北海道中部（道央地方）に位置する人口70,354人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は3,581人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブ（恵庭市学童クラブ）の所管は子ども未来部子ども政策課。令和6年4月現在、公立民営の放課後児童クラブ運営は市内の保育所・幼稚園を運営する学校法人（3法人）、株式会社（1社）に委託している。18か所が学校法人、2か所が株式会社の運営となっている。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営 0	公立民営 20 (20)	民立民営 1 (1)
登録児童数	813 (令和6年5月1日時点) 754 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	12 (令和6年5月1日時点) 0 (令和6年10月1日時点)		

施策の
背景

- 通年で実施している公立民営の放課後児童クラブでは、通年利用前提での登録を基本としていたが、利用者アンケート等で、毎年のように「長期休業期間中のみの放課後児童クラブの利用」に関するニーズが挙がっていた。
- 具体的には、午前中のみのパートタイムで働く家庭は、学校がある期間は放課後児童クラブの利用ニーズがないものの、夏休みになると午前中こどもが一人になり、居場所が必要になる。また、民立民営の放課後児童クラブでは夏休みのみのスポット利用を受け付けているものの、すぐに枠が埋まってしまっていた。

参考

「長期休み限定預かり事業」（広報えにわ 令和6年6月号）
https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/1/20240601_all_P0124.pdf

「令和6年度恵庭市長期休み学童預かり事業[試行的事業]」
<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraibu/kodomokateika/kosodate/2/20497.html>

施策の
内容

- 令和6年度から、長期休業中のみ居場所を開設する「長期休み学童預かり事業」を試行的に実施。
- 当事業はいずれも放課後児童クラブの運営を行っている学校法人（3法人）が運営している。
- 午前中のみパートタイムで働く家庭等の利用ニーズを満たすために開始した事業であることから、**通年の放課後児童クラブ利用要件を満たさない場合**にも利用可能としている。
- 利用定員は各所10人のところ、令和6年度はそれぞれ7名、6名、5名が利用した。利用児童は高学年2名を除き全員3年生以下の低学年で、実施場所となる幼稚園の卒園生やきょうだいが該当の幼稚園に通園しているなどのケースが多い。

取組
概要

場所・設備

- 学校法人（3法人）が運営する**幼稚園の園舎**3か所で、事業を実施中である。いずれも放課後児童クラブの運営を委託している法人であり、**育成支援のノウハウ**がある・**場所**がある・**人**を探す必要がない、と考え、所管課から法人に相談・依頼を行った。
- 寄付金等が原資の市の基金を用いて、事業者には事業費を補助している。

開所日・開所時間

- 土曜やお盆の開所有無に関して、1法人において土曜・お盆期間ともに開所。1法人では土曜は開所・お盆期間は開所、1法人では土曜・お盆期間ともに開所とした。**お盆期間も小人数ではあるが利用があった**と聞いている。

人材確保

- 放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たす**有資格者・経験者を1名配置**いただくよう依頼した。どの法人も結果的には幼稚園教諭が育成支援を担ってくれたようだ。今年度の長期休み学童預かり事業では、臨時のアルバイト雇用などは行わず、すべて既存の職員で対応してくれたものと認識している。法人からは「今回は試行事業として人材を確保したものの、今後も継続した人の確保は課題」との意見が聞かれた。

昼食提供

- 昼食代は利用者にて別途負担となる。昼食の提供は、**園の給食（弁当）の手配**など、3か所とも対応してくれた。

利用推進

- 市側で学校へのプリント配布や、市のHP・公式アプリ等を通して周知をした。また法人では、小学生の兄・姉がいる通園児の保護者に個別に案内をしてもらった。今年度は**低学年児童を中心に周知**したため、全学年に情報が行き渡らず、結果的に待機児童となっている高学年児童からの申し込みはなかった。

【令和6年度試行】長期休み学童預かり事業アンケート（保護者用）

本事業は、本市の放課後児童支援員として活躍していただき、今年度の長期休み学童預かり事業を実施していただき、誠にありがとうございます。本アンケートは、事業の改善に役立てさせていただきます。

1. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

1-1 事業名

1-2 事業名

2. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

2-1 事業名

2-2 事業名

3. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

3-1 事業名

3-2 事業名

4. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

4-1 事業名

4-2 事業名

5. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

5-1 事業名

5-2 事業名

6. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

6-1 事業名

6-2 事業名

7. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

7-1 事業名

7-2 事業名

8. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

8-1 事業名

8-2 事業名

9. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

9-1 事業名

9-2 事業名

10. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

10-1 事業名

10-2 事業名

11. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

11-1 事業名

11-2 事業名

12. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

12-1 事業名

12-2 事業名

13. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

13-1 事業名

13-2 事業名

14. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

14-1 事業名

14-2 事業名

15. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

15-1 事業名

15-2 事業名

16. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

16-1 事業名

16-2 事業名

17. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

17-1 事業名

17-2 事業名

18. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

18-1 事業名

18-2 事業名

19. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

19-1 事業名

19-2 事業名

20. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

20-1 事業名

20-2 事業名

21. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

21-1 事業名

21-2 事業名

22. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

22-1 事業名

22-2 事業名

23. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

23-1 事業名

23-2 事業名

24. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

24-1 事業名

24-2 事業名

25. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

25-1 事業名

25-2 事業名

26. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

26-1 事業名

26-2 事業名

27. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

27-1 事業名

27-2 事業名

28. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

28-1 事業名

28-2 事業名

29. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

29-1 事業名

29-2 事業名

30. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

30-1 事業名

30-2 事業名

31. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

31-1 事業名

31-2 事業名

32. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

32-1 事業名

32-2 事業名

33. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

33-1 事業名

33-2 事業名

34. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

34-1 事業名

34-2 事業名

35. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

35-1 事業名

35-2 事業名

36. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

36-1 事業名

36-2 事業名

37. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

37-1 事業名

37-2 事業名

38. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

38-1 事業名

38-2 事業名

39. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

39-1 事業名

39-2 事業名

40. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

40-1 事業名

40-2 事業名

41. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

41-1 事業名

41-2 事業名

42. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

42-1 事業名

42-2 事業名

43. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

43-1 事業名

43-2 事業名

44. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

44-1 事業名

44-2 事業名

45. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

45-1 事業名

45-2 事業名

46. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

46-1 事業名

46-2 事業名

47. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

47-1 事業名

47-2 事業名

48. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

48-1 事業名

48-2 事業名

49. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

49-1 事業名

49-2 事業名

50. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

50-1 事業名

50-2 事業名

51. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

51-1 事業名

51-2 事業名

52. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

52-1 事業名

52-2 事業名

53. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

53-1 事業名

53-2 事業名

54. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

54-1 事業名

54-2 事業名

55. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

55-1 事業名

55-2 事業名

56. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

56-1 事業名

56-2 事業名

57. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

57-1 事業名

57-2 事業名

58. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

58-1 事業名

58-2 事業名

59. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

59-1 事業名

59-2 事業名

60. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

60-1 事業名

60-2 事業名

61. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

61-1 事業名

61-2 事業名

62. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

62-1 事業名

62-2 事業名

63. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

63-1 事業名

63-2 事業名

64. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

64-1 事業名

64-2 事業名

65. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

65-1 事業名

65-2 事業名

66. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

66-1 事業名

66-2 事業名

67. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

67-1 事業名

67-2 事業名

68. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

68-1 事業名

68-2 事業名

69. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

69-1 事業名

69-2 事業名

70. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

70-1 事業名

70-2 事業名

71. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

71-1 事業名

71-2 事業名

72. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

72-1 事業名

72-2 事業名

73. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

73-1 事業名

73-2 事業名

74. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

74-1 事業名

74-2 事業名

75. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

75-1 事業名

75-2 事業名

76. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

76-1 事業名

76-2 事業名

77. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

77-1 事業名

77-2 事業名

78. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

78-1 事業名

78-2 事業名

79. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

79-1 事業名

79-2 事業名

80. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

80-1 事業名

80-2 事業名

81. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

81-1 事業名

81-2 事業名

82. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

82-1 事業名

82-2 事業名

83. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

83-1 事業名

83-2 事業名

84. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

84-1 事業名

84-2 事業名

85. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

85-1 事業名

85-2 事業名

86. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

86-1 事業名

86-2 事業名

87. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

87-1 事業名

87-2 事業名

88. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

88-1 事業名

88-2 事業名

89. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

89-1 事業名

89-2 事業名

90. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

90-1 事業名

90-2 事業名

91. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

91-1 事業名

91-2 事業名

92. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

92-1 事業名

92-2 事業名

93. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

93-1 事業名

93-2 事業名

94. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

94-1 事業名

94-2 事業名

95. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

95-1 事業名

95-2 事業名

96. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

96-1 事業名

96-2 事業名

97. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

97-1 事業名

97-2 事業名

98. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

98-1 事業名

98-2 事業名

99. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

99-1 事業名

99-2 事業名

100. 貴家庭が利用された事業の名称を教えてください。（※事業名はアンケートに記載されています）

100-1 事業名

100-2 事業名

←長期休み学童預かり事業
アンケート
出所：恵庭市提供

取組成果
・課題

- 夏季休業中は活動時間も長くなることから、お祭り・外へ出かけるイベントなど、**各事業者のノウハウ**を活かして、工夫したプログラムを実施していた。ある法人では自由研究を実施し、保護者からも好評だったと聞いている。こどもにとって魅力的な活動の企画を今後も期待したい。
- 保護者へのアンケートを実施したところ、評価は概ね好評であった。利用者の細かい就労状況は把握していないが、通常の放課後児童クラブの利用要件を満たさない**パートタイム就労の家庭が利用**したと思われる。今回は、周知不足もあって待機児童対策より就労支援の意味合いが強い結果となった。今後、事業を継続してノウハウを蓄積していく中で、**高学年にも広く周知**していきたい。
- 現状の規模・内容をしばらくは継続のスタンスで、事業内容を検証しながら内容見直し等を図っていく予定である。事業実施に当たっては所管課と委託先とで議論しながら調整を進めてきた。当該法人とは通常の放課後児童クラブ運営に関しても頻繁にやりとりしているため、その中で今後の本事業実施に向けた委託先の意見などを聴き取っていききたい。

自治体概要

- ・ 滋賀県南東部に位置する人口112,064人（令和 6 年1月 1 日現在）の市。市内の児童数は5,915人（令和 6 年度）。
- ・ 放課後児童クラブの所管は東近江市こども未来部こども政策課。運営主体は特定非営利活動法人が 2 団体、一般社団法人が 1 団体、保護者会が 5 団体。実施場所は学童専用施設が20か所、空き公共施設（市所有）が10か所、小学校の空き教室が 5 か所、民家を使用している箇所が 1 か所、タイムシェア施設が 4 か所。

施策の
背景



- ・ 放課後児童クラブを退所するこどもの数の年間推移から、夏休み期間の保育にニーズがあることを市として感じていた。夏季休業中の放課後児童クラブ利用ニーズに関する調査を今年度と昨年度で 2 回実施したところ、長期休業中のみの保育や居場所を求める回答が一定数あった。
- ・ 夏季休業期間限定の仕組みがなく、通年保育の申込みが増え待機児童が発生するという課題があり、令和 6 年度、新たに夏季休業期間限定学童保育所を試行的に開設した。
- ・ なお当該施策のほか他、夏季休業中に放課後児童クラブの利用登録枠を増やす取組を、保護者会運営の 2 つの児童クラブで実施している。また、地域運営組織であるまちづくり協議会に運営を委託し、こども家庭庁の「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を活用し、夏休みこどもの居場所づくり事業を行っている。

施策の
内容



- ・ 夏季休業期間限定学童保育所は、既存の放課後児童クラブを運営する特定非営利活動法人が運営しているが、**運営面のマネジメント業務は、当該法人から認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）を営む個人事業主に委託**された。
- ・ 利用対象は全小学校区の待機児童。令和 6 年度の登録児童は12名で、学年の内訳は 2 年生が 2 名、4 年生が 7 名、6 年生が 3 名である。
※残りの待機児童（55名）が入所しなかった背景としては、**案内の時期が遅かった点や、開設場所が通常の学校区でなく少し遠いところ**であり送迎が不便であった点等が考えられる。



取
組
概
要

場所・設備

- ・ 小学校内の図工室を活用して開設した。
- ・ 全小学校区の児童を対象とするため、**対象者の分布や保護者の通勤**を加味して決定した。十分な保育スペース（115.2㎡）を確保した。

開設場所 出所：東近江市

【立地】

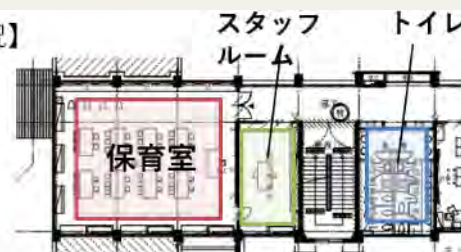


⇒対象者の分布や保護者の通勤を加味

人材確保

- ・ 保育スタッフの応募人数は21名で、うち放課後児童支援員有資格者は1名であった。
- ・ 運営主体の責任者とマネジメント業務を担う個人事業主で面接を行い、**学生や普段こどもに携わるような方**を新たにスタッフとして雇用した。放課後児童支援員の資格保有者確保にあたっては、**他の放課後児童クラブに勤めている方**に協力を依頼し、シフトを調整して来てもらった。また、**ファミリー・サポート・センターの協力会員**にも協力を呼び掛けた。
- ・ 人材確保対策を強化するため令和6年9月に、市内の放課後児童クラブ運営主体と東近江市で「東近江市放課後児童支援員確保対策協議会」を立ち上げた。

【施設の状況】



⇒十分な保育スペース（115.2㎡）とトイレ等の位置を加味

取組成果
・ 課題

- ・ 夏季休業期間限定学童保育所では、こどもたちが夏季休業中に学童保育所に来る目的を与えられるような環境づくりを意識し、**ボードゲームの講師やけん玉のプロを呼ぶ等、普段とは違うイベントを実施**したことで、こどもたちに外からの刺激を与えられた。保護者に対して文章・写真を通じて多くの情報を提供するなど、こども・保護者との関係づくりの工夫も行った。
- ・ 入所した**児童からの意見**として「いろんな体験ができて楽しい夏休みになった」「新しい友達ができた」等が挙げられた。入所した児童の保護者からの意見として「違う学校の友達ともすぐ仲良くなり毎日沢山の名前を出してくれる」「参加する前は不安もあったが、すぐに慣れて毎日楽しいようで、行くのを楽しみにしていた」等が挙げられた。
- ・ 実施に当たり、**運営マネジメント**を個人事業主に委託した。マネジメント業務を担った個人事業主は、学区や学年が異なるこども同士が集まるため、良い関係づくりをするための内面的なアプローチに頭を悩ますことがあったとのこと。通年の放課後児童クラブでの接し方の通りではなく、**夏休み期間限定という関わりの中でこどもたちにとって必要なこと**をを考えながら進めた。その結果こどもたちにも保護者にも満足いく居場所を提供することができた。
- ・ 今後は、通年保育の受付・審査後に待機児童が発生する放課後児童クラブへの入所予定者を対象に夏季限定学童を案内し、待機児童が利用できる通年学童及び夏季学童の枠の確保を目指す。また、**ニーズに合う設置場所及び開所時間・保育料の実現**を目指す。

自治体概要

- 三重県中央部に位置する人口157,316人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は7,501人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は松阪市教育委員会事務局生涯学習課。保護者会運営のクラブが24、法人運営のクラブが18ある。実施場所は小学校のほか、旧幼稚園跡や元教育事務所等の施設でも実施している。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	民立民営
	0	39 (42)	0
登録児童数	1,452（令和6年5月1日時点） 不明（令和6年10月1日時点）		
待機児童数	1（令和6年5月1日時点） 不明（令和6年10月1日時点）		

施策の
背景

- 高学年児童等の放課後児童クラブを退所した児童が、長期休業中に長い時間一人で過ごす状況を見過ごしていいのか、安全に過ごす場所が必要ではないか、との問題意識を市として持っていた。また、長期休業中の預かり事業実施について保護者から松阪市へ直接要望の声（文書）が届くこともあった。
- 市内の小学校に通う児童の保護者6,605名に行った放課後児童クラブに関するニーズ調査の結果、放課後児童クラブの利用有無にかかわらず、**長期休業中のみの居場所があれば利用したい**という回答が43%にのぼった。
- 令和5年度、**モデル事業**として夏季休業中限定の預かり事業（松阪さんまくらぶ）を1か所で実施した**利用者アンケート**の結果が好評であったことから、令和6年度は拡大実施とした。

参考 「長期休み限定学童クラブ（松阪さんまくらぶ）のご案内」
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/74/ibasho6.html>

施策の
内容

- 夏季休業中限定の預かり事業（松阪さんまくらぶ）を、令和6年度は3か所で拡大実施とした。
- 公社）松阪市シルバー人材センターが当事業を運営している。元教職員・保育士等経験豊富な人材が所属している等の理由で、所管課から運営の相談を持ち掛けた。
- 利用対象は保護者が就労等（疾病・介護等も含み、**就労時間等の要件は設けていない**）により家庭での見守りができない児童のうち、4月1日時点で放課後児童クラブに登録していない児童。令和6年度における3か所の定員は60名、80名、40名程度で、161名が利用した。

取組
概要

場所・設備

- 3か所の内訳は、社会福祉協議会所有施設、市の直営施設、指定管理者のものと運営している施設である。
- 冷房設備があることや、**学習環境と身体を動かすことのできる環境の双方を確保**できること等を条件として、生涯学習課で探した。
- 1施設では、当該施設を利用しているクラブ活動団体に集まってもらい、市としてやりたいことを説明する等の調整の上、場所を確保した。

開所日・開所時間

- 開所期間は7/22-8/30で平日のみ開所。開所時間は7:30-18:30で、通年利用の放課後児童クラブと合わせて設定した。

人材確保

- 支援員は（公社）松阪市シルバー人材センター登録会員であるが、運営に関して80名程度の人員が必要となるため、シルバー人材センター会員から**知人等の紹介**を通じて支援員確保のアクションを起こした。新規会員として登録を行い、既存の登録会員と共に支援員として協力いただいた。
- 生涯学習課で会計年度任用職員を16名雇い、特に行動の気になる児童等の見守り等、支援員だけでは難しいケースの対応を依頼した。**普段小学校で児童の見守りをしている、学校生活アシスタントや非常勤講師**を配置した。

昼食提供

- クラブで弁当注文を受け付けて用意、または各家庭で持参する。**令和6年度実績では**半数近い方が弁当注文を希望した。**

安全管理・衛生管理

- 会場が大きいので、活動時間通に複数回点呼を取りこどもの安全を確認した。
- 初日に避難訓練**を実施した。
- 弁当持参者は保冷剤を入れてもらうよう保護者に依頼し、朝の登所時に支援員が確認した。

【補助金等の利用状況】

- みえ子ども・子育て応援総合補助金**をもらって、運営している。



松阪さんまくらぶ ちらし
出所：松阪市提供

取組成果
・課題

- 利用者アンケートによると、93%が「満足」「やや満足」と回答した。「夏休みのみの預かり事業があるからこそ、保護者は安心して働くことができる」「通常は放課後児童クラブを必要としない家庭も、夏休み中は必要である」との声が多くあった。また、利用申込みを決済も含めて**オンライン化**したことで、保護者がスムーズに申込みできるようになった。
- こどもたちからは「理科実験が楽しかった」など、**新しい体験に触れられた点**が好評であった。また、「将棋を教えてもらって嬉しかった」等の声があり、**シルバー世代との交流ならではの体験**が提供でき、こどもとの関係性をつくることができた。
- こども達が飽きないイベント内容の企画や見守り運営**について課題が挙がった。**各支援員がどこまで対応すべきなのかという、支援員間の役割分担**や、教育委員会所属の学校生活アシスタントとの連携等、こども側でのルール作りだけでなく、**運営側のルール作りも必要**と認識した。
- 長期休業期間限定の預かり事業は、保護者やこどもとの関係性ができあがったところに終わってしまう難しさがあるが、夏季休業期間中の事業として活動し、次は冬季休業中に再会して…という蓄積の中で、関係性を育めると良い。

自治体概要

- 岐阜県南部に位置する人口57,532人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は3,543人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は美濃加茂市こども未来課。全ての放課後児童クラブを同一の株式会社が運営している。実施場所は小学校のほか、児童館でも1か所実施している。令和5年度までは旧教職員住宅を使用した通年の放課後児童クラブを1か所開設していた。

施策の
背景



- 令和5年度までは旧教職員住宅を通年の放課後児童クラブとして使用していたが、令和6年度からは全員小学校の教室で実施している通年の放課後児童クラブにて受け入れ可能となったため、旧教職員住宅は使用しないこととなった。その代わり、増加している夏季休業中のみの利用ニーズに対応するため、令和6年度から**旧教職員住宅を夏季休業中のみの預かり事業実施場所として活用**することとなった。

参考 放課後児童クラブ（学童保育）について
<https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/8/1376.html>

クラブ数 (支援単位数)	公立公営 0	公立民営 10 (18)	民立民営 0
登録児童数	1,021 (令和6年5月1日時点) 1,066 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	26 (令和6年5月1日時点) 35 (令和6年10月1日時点)		

施策の
内容



- 岐阜県の単独事業である「**小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金**」を活用し、夏季休業中のみの預かり事業を1か所実施している。
- 小学校の教室で実施している通年の放課後児童クラブ（全10か所）を運営している株式会社が、夏季休業中のみの預かり事業の運営も行っている。
- 令和6年度4月当初の登録者数は、3年生が23名、4年生が13名、5年生が6名、6年生が2名。定員は40人であるが、待機が出ないよう実際の出席人数が定員内に収まることを前提にして入所決定をしている。

取組
概要

場所・設備

- 元々通年の放課後児童クラブとして利用していた旧教職員住宅を夏季休業中のみの預かり事業実施場所として活用している。
- 通年利用していた際は、利用児童を放課後に旧教職員住宅まで職員が連れて行っていたが、夏季休業中のみの開所であれば、旧教職員住宅に直接保護者が送迎することが可能であるため、移動コストが減ること・移動による校外での事故の可能性がなくなるというメリットがある。

開所日・開所時間

- 土曜日の開所は他の小学校の放課後児童クラブに集約しているため、旧教職員住宅では平日のみ開所している。
- 長期休業中及び土曜日の開所時間は7時30分～18時30分。

人材確保

- 当該運営主体が、夏季休業中限定でアルバイトの雇用を行っている。
- また、学校がある期間は市内の小学校で給食調理員や用務員として働いている人材が、夏季休業中は当該運営主体が運営する放課後児童クラブ等で就業してくれることもある。学校がある期間に普段接している児童を夏季休業中もそのまま支援することになるため、児童の顔と名前も一致しておりメリットが大きい。
- そのほか、岐阜県内の近隣の自治体で働く放課後児童支援員が、夏季休業中は美濃加茂市の放課後児童クラブ等で就業してくれる場合もある。

安全管理・衛生管理

- 外気温が28度を超えた場合は外遊びをしないようにしているほか、15分に1回水分を取らせるなどの熱中症対策を行っている。朝9時前など早い時間を見計らって外遊びを行うこともあるが、夏季休業中は基本的には室内の遊びのみとなっている。

【補助金等の利用状況】

- 岐阜県の単独事業である「小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金」を活用し、今年度から夏季休業中のみの預かり事業を1か所開設している。

取組成果
・課題

- 運営者側が活動内容を明確に決めるといったことはしておらず、こども同士で考えながら遊んでいる。各教室にテレビやZoom設備等があるため、運営主体本部から共通で提供されているYouTubeコンテンツ等を用いて遊ぶこともある。
- 夏季休業中の利用ニーズは多い一方、それに対応するための場所の確保が難しい。現状は旧教職員住宅で実施しているが、老朽化が進んでおり、今後取り壊しも検討されている。可能であれば通年開所している放課後児童クラブと同じ場所で運営できた方が利便性は高い。小学校の教室以外に新たに場所を確保することが難しいため、今ある施設の中で、いかに実施場所を確保していくかに苦慮している。
- 保護者やこどもたちは昔と比べ意識も教育の方向性も多様化しているため、それぞれの家庭の状況に応じた放課後児童クラブ運営をする必要がある点は難しい。また、昔と比べ、配慮が必要なこどもたちが増えた。放課後児童支援員が多様なこどもたちに対応できるよう、当該運営主体では臨床心理士による研修を重点的に行っている。市内在住の臨床心理士を講師に迎え、放課後児童支援員向けに発達障害等のこどもたちの対応方法等についてレクチャーを行っている。今後も、そうした機会は増やしていきたい。

自治体概要

- 愛知県南部に位置する人口186,376人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は9,948人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は豊川市子ども健康部子育て支援課。国立民営の運営主体は保護者会運営が中心で、一部特定非営利活動法人化している所もある。実施場所は学校の施設内が約5割、もう5割は児童館内、国の補助金を利用して建設した児童クラブ専用施設や民間で借りた建物など。

クラブ数
(支援単位数)

公立公営

41 (41)

公立民営

0

国立民営

10 (10)

登録児童数

1,789 (令和6年5月1日時点)
1,681 (令和6年10月1日時点)

待機児童数

97 (令和6年5月1日時点)
20 (令和6年10月1日時点)施策の
背景

- 夏季休業中のみの預かり事業を令和元年度から開設している。開設のきっかけは、夏休みの利用希望者が増え、**低学年に待機が出てしまうこと**である。待機児童数は、例年夏休みまで増加するが、秋以降は放課後児童クラブを退所する方が増え、減少していく傾向にあった。待機児童の保護者には、ファミリー・サポート・センター事業を案内するなどしている。

参考

「夏季において児童クラブの期待に応える『夏季拠点児童クラブ』を1か所増設します！」
<https://www.city.toyokawa.lg.jp/material/files/group/3/20240718-1.pdf>

施策の
内容

- 夏季休業中のみの預かり事業（夏季拠点児童クラブ）を令和元年度から開設し、今年度は3か所で実施した。
- 開設箇所を増設するにあたり、民間事業者に運営を委託した。直営で行っていた際は、市の職員がこどもの健康状態や特徴などを事前に聞き取ったり、職員のシフトを組んでいたりもした。委託時には、事業者がそのノウハウを活用し研修を行い、市の職員も関わりながら運営した。
- 利用対象は、申込の結果、通常の校区のクラブを待機となった児童で、定員は3か所各30人、令和6年度の登録児童は2年生が多くを占めた。利用要件（保護者の就労要件）について、通常のクラブは「週3日以上で15時以降も勤務している方」だが、夏季休業中のみの児童クラブは「**週3日以上で児童クラブの開設時間内に3.5時間以上勤務している方**」を対象としている。

取組
概要

場所・設備

- ・小学校内で2か所、町民館で1か所運営した。
- ・セキュリティの管理等の懸念から、学校側の了承を得るのが難しい点があるが、この2か所は既に児童クラブの受入れ実績があったことで、理解が得やすかった。
- ・町民館は、地元の方に開設を相談した際、スムーズに受け入れてくれた。

開所日・開所時間

- ・土日、お盆以外に開所。開所時間は7時半から19時まで。
- ・保護者などからの要望があり、通常の放課後児童クラブより開所時間を早く設定している。

人材確保

- ・委託先で支援員を確保している。
- ・直営で行っていた際は、市のホームページへの求人掲載や、求人票のチラシを公共施設・大学に配布したり、市と連携している薬局の掲示板でチラシを貼ってもらったりしていた。
- ・働く方の属性として、**小学校が夏休みの間勤務のない方（給食センター、用務員、非常勤）**などもいる。

昼食提供

- ・**宅配弁当屋**にこども用のお弁当を作ってもらい、利用希望者がアプリなどを通じて事業者へ直接注文する取組を試行的に実施した。料金設定は400円以内で、日替わりで献立が決まっている。

利用推進

- ・就労状況などに応じて点数を付けて入所を決定している。各校区に入所できなかった児童を点数順に案内した。
- ・今年度の預かり事業の利用希望者の合計は362名。定員に空きがなく、案内できなかった人数は47名である。



←職員募集 ちらし
出所：豊川市提供

取組成果
・課題

- ・遊び、宿題、お昼ご飯とおやつの時間、DVD鑑賞などの時間を設けている。外遊びをすることは少なかった。
- ・今年度試行的に実施した昼食提供は、保護者からの要望も踏まえて今後も実施していく予定。
- ・夏休みの需要は引き続き高いと見込まれるため、夏季拠点児童クラブを引き続き3か所で開設していく予定。
- ・保護者の送迎が必ず必要になってくるため、**開設場所で駐車場を確保**することが難しい。また、夏季休業期間のみに限定した預かり事業の運営を請け負うことのできる事業者を選定することが難しい。

自治体概要

- 静岡県東部に位置する人口43,528人（令和6年1月1日時点）の町。町内の小学校に在籍する児童数は2,604人（令和6年5月1日時点）。
- 放課後児童クラブの所管は長泉町こども未来課。全てのクラブを株式会社が運営している。

施策の
背景



- 待機児童が令和3年度は発生していた。待機児童は高学年が多い状況であった。
- こどもに関する政策を充実させており、子育ての町という印象を持たれていることもあり、こどもの数は他自治体と比べると増えている状況である。
- 町として課題認識は2つあった。1つ目は待機児童対策である。継続利用者が多くなったため、今後、待機児童が発生する可能性があった。2つ目は夏休みのみ利用したいというニーズに応えることである。令和5年度までは夏休みのみ利用したい方も通年で利用しており、夏休みが終わると利用者が減っていくという傾向であった。

施策の
内容



- 令和6年度に「**夏季休業期間限定放課後児童会**」を1つ設置した。
- 公立民営の放課後児童クラブを運営している株式会社が、夏季休業期間限定放課後児童会の運営も行っている。
- 定員は35名。令和6年度の申込みが23名。申込者全員が利用することができた。学年の内訳は1年生7名、2年生2名、3年生2名、4年生3名、5年生8名、6年生1名である。高学年の児童に、通年は利用しなくてもよいが、夏休み中は利用したいというニーズがある。
- 利用要件は**通年の利用要件よりも緩和**している。夏休みのみの利用要件は、通年の利用要件から、「午後2時以降に勤務が終わること」という要件を無くし「7時半から18時半までの間で5時間以上勤務」とした。**夏休み利用希望者の中には朝からの仕事で午後2時までは勤務しないという家庭があるためである。**

取組
概要

場所・設備

- 夏休み中は授業がないため、長泉小学校の**リース式校舎**の中で夏季休業期間限定の預かり事業を実施している。



長泉小学校リース式校舎
出所：長泉町提供

人材確保

- 運営主体が雇用しているスタッフで対応している。**現場の責任者には他の放課後児童クラブから主任**を選出した。夏休みのみの雇用スタッフ、事務所の職員、短期の雇用スタッフで3名、本部の職員も現場に入りながら運営した。
- 主任を選出した放課後児童クラブには新規職員を雇用し、全体として職員が不足しないようにした。

昼食提供

- 運営主体が全国的に実施している**配食システム**を利用。保護者にはシステムに登録してもらい、保護者と事業者とのやりとりで完結している。

安全管理・衛生管理

- 追加的に準備したものは、衛生掃除関係が多い。座卓に加えて、フローリングの教室だったため、パズルマットを敷いた。他の放課後児童クラブで使えるようにしているため、無駄にはならないようにしている。



開所日・開所時間

- 開所時間は7時半から18時半で通年利用と同じである。

取組成果
・課題

- 普段の放課後児童クラブと差がないようにしたいと思い、**他の放課後児童クラブからスタッフを主任として選出し、同じサービスを提供できるような人材配置**とした。
- 働く人材と保護者のニーズがマッチしていることもあり、こどもを預ける場所と働く人材の確保により、安定した運営ができた。次年度以降も継続していくため、定期的な人材確保の点では、学生が活躍できる場の提供と保護者の利用希望者を増やしていきたいと思う。保護者には夏休みのみの利用にメリットがあることが伝わると、利用希望者が増えてくる可能性がある。
- 夏休みのみの申し込み期間に利用希望者が増えるのであれば、枠の設定や別の場所での実施も検討していく必要がある。

自治体概要

- 神奈川県の内陸部に位置する人口224,060人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は10,212人（令和6年5月1日現在）。
- 放課後児童クラブの所管は厚木市健康こどもみらい部こども育成課。公立公営は23か所あり、小学校の敷地内及び隣接する施設で実施。

クラブ数
(支援単位数)

公立公営

23 (31)

公立民営

0

民立民営

14

登録児童数

1,319（令和6年5月1日現在）

1,211（令和6年10月1日現在）※公立公営

待機児童数

35（令和6年5月1日現在）

13（令和6年10月1日現在）※公立公営

施策の
背景

- 令和5年度までは、すべての放課後児童クラブで夏休み期間限定の入所申請を受け付け、定員に空きがある場合のみ承認を行った。申請できるのは就学している小学校区にある放課後児童クラブのみだった。
- 入所状況を考慮した上で、一部のクラブで学区外の児童の申請も受け付けていた。
- 令和6年度は、夏休み期間限定の預かりサービスを放課後児童健全育成事業とは別の事業として試験的に実施した。
- 上記の実施に伴い、昨年度まで実施していた放課後児童クラブでの夏休み期間限定の募集は行わなかった。

施策の
内容

- 放課後児童クラブの運営実績がある事業者を探し、委託した。
- 夏休み期間限定の預かりサービスへの利用申請は、5月中旬から6月上旬まで受け付けている。
- 令和6年度は、50名定員のところ、28名の申請があった。1～5年生まで、様々な学年の児童が利用した。



取組
概要

場所・設備

- 実施場所は、**市所管の施設**（ぼうさいの丘公園内）。市のほぼ中心に位置し、最寄駅からは車で10～15分。研修や趣味の活動など、地域活動において利用されている。**場所は市が確保した。**
- 本実施場所の検討をするにあたり、保護者による車で送迎が可能な「**駐車場がある場所**」、開所期間中備品等を置いておける「**継続しての利用が可能な場所**」という条件で施設を選んだ。施設内の1部屋であるが、広さは十分に確保できていた。

利用推進

- 夏休み期間限定の預かりサービスへの利用申請は、5月中旬から6月上旬まで受付。
- 放課後児童クラブと当該サービスの両方に、並行して申込みをすることは可能。ただし、審査の結果放課後児童クラブに入所できた場合は、そちらが優先される。

利用者アンケート
出所：厚木市提供

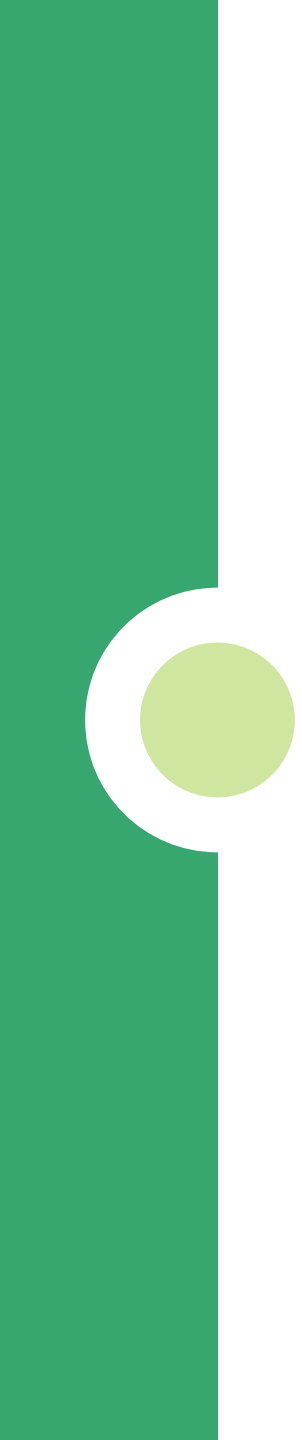
取組成果
・課題

- こども育成課と委託事業者の調整が困難だったが、当該サービスが実際に始まってからは特に問題はなかった。
- 利用者（保護者と子ども）にアンケート（右上画像参照）を実施**した結果、どちらからの評価も概ね良好であった。アンケート結果を踏まえて、次年度に向けて事業の見直し、検討を行う予定である。

【アンケート項目】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ （保護者向け） ➢ 当該サービスをどこで知ったか ➢ こどもが楽しく通えていたと思うか ➢ スタッフの保護者への対応は適切だったか ➢ 預かり時間は適切だったか ➢ 土曜日の利用有無について ➢ 預かり場所の利用希望について ➢ サービス利用にあたり重要だと考える項目 ➢ その他意見について（自由記述） | <ul style="list-style-type: none"> （子ども向け） ➢ 学年 ➢ たのしくすごせたか ➢ クラブでの活動内容 ➢ 困ったことや不快に感じたことについて ➢ クラブのスタッフについて感じたこと |
|--|--|

- こどもの居場所を確保するにも人材確保が難しい。こどもの支援を任せることができる十分な能力・経験を持つ人材の人材バンクなどがあり、国または都道府県から柔軟に人材の紹介と派遣を行ってもらえるような仕組みがあると良い。

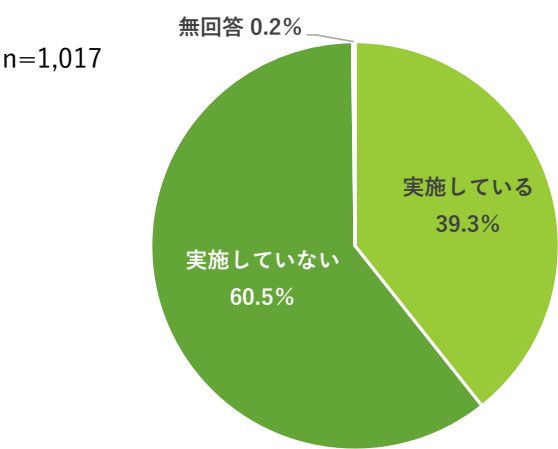


夏季休業期間における こどもの居場所づくりの状況（アンケート調査結果）

※以降は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が令和6年度に実施した「小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査」の結果をご紹介します。

- 市区町村のうち約4割が「小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所」（以降、「夏季休業期間のみのこどもの居場所」という）を実施。
 - うち約9割が放課後児童健全育成事業の枠組みの中での対応、2割が放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等としての対応を実施。

夏季休業中のみのこどもの居場所の実施状況（単一回答）



夏季休業中のみのこどもの居場所に関する施策の内容（複数回答）

		n	%
放課後児童健全育成事業として実施するもの	夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける	291	72.8
	（夏季休業中のみ）通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	73	18.3
	上記以外	45	11.3
放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	48	12.0
	上記以外	38	9.5
無回答		3	0.8
合計		400	100.0

※施策を実施している自治体のみを対象として集計

- 夏季休業中のこどもの居場所運営の質の向上に取り組んでいる市区町村は約3割。
 - 質の向上の施策として最も多かったのが「昼食の提供に関すること」（46.7%）、次いで「開所日・開所時間に関すること」（35.2%）、「安全管理・衛生管理に関すること」（25.7%）など。
- （自治体施策の具体的な内容）

【昼食の提供】「自治体が契約した委託業者が希望する家庭の事前調査を行い、昼食の手配を行っている」「アレルギー関係を徹底して確認する」

【開所日・開所時間に関すること】「長期休業中は土曜日でも一日開所している」「お盆も利用者のニーズに応じて、一部施設を開所している」

【安全管理・衛生管理に関すること】「熱中症対策として空調設備が整った体育館を使用している」「うがい・手洗いや消毒」
- 運営主体における質の向上の施策として最も多かったのが「活動内容の充実（運営主体単独で実施）」（71.4%）、次いで「利用案内等の発信」（48.0%）、「安全管理・衛生管理への特別な配慮」「活動内容の充実（他事業等と連携して実施）」（いずれも35.7%）等。

質の向上に向けた自治体施策の内容（複数回答）

	n	%
開所日・開所時間に関すること	107	35.2
昼食の提供に関すること	142	46.7
安全管理・衛生管理に関すること	78	25.7
他事業等との連携に関すること	55	18.1
その他	57	18.8
無回答	2	0.7
合計	304	100.0

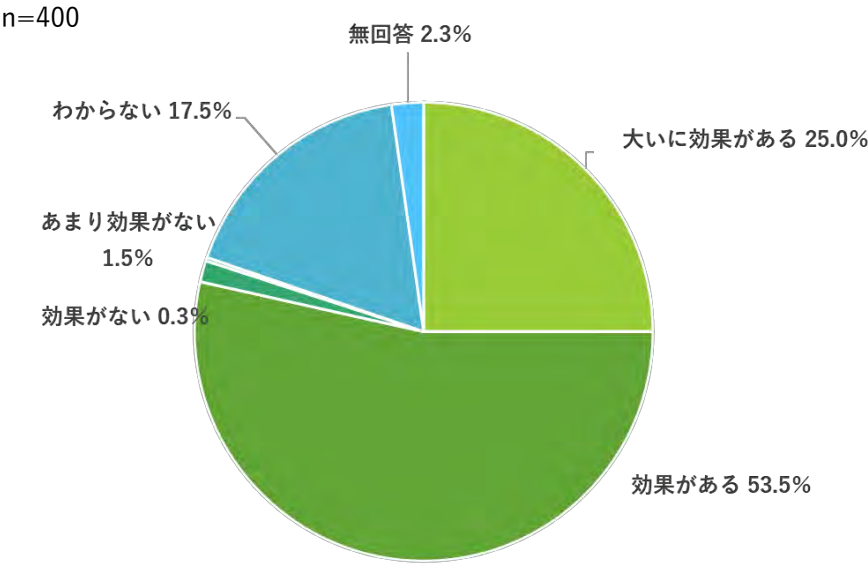
夏季休業中のみのこどもの居場所運営に当たり、運営主体が実施していること（複数回答）

	n	%
利用案内等の発信	65	43.9
送迎の支援	13	8.8
昼食の提供	54	36.5
家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）	50	33.8
家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	52	35.1
安全管理・衛生管理への特別な配慮	61	41.2
活動内容の充実（運営主体単独で実施） 例：運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等	112	75.7
活動内容の充実（他事業等と連携して実施） 例：外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等	48	32.4
その他	5	3.4
実施していることはない	9	6.1
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

（出所）左：小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）より
右：小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）より

- 夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに関する施策の効果を感じている市区町村は約 8 割。
 - 一方で施策の効果がわからないと回答する市区町村、運営主体も一定数存在。
- 効果を感じている理由として、「保護者が満足しているから」（75.5%）と最も多く、次いで「待機児童を削減することができたから」（21.3%）、「こどもが満足しているから」（18.2%）等。

夏季休業中のみの子ども居場所づくりの効果（単一回答）



夏季休業中のみのこどもの居場所づくりにおける施策の効果があると思う理由（複数回答）

	n	%
待機児童を削減することができたから	67	21.3
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、放課後児童クラブの（通年の）運営に係る負担が軽減されたから	43	13.7
保護者が満足しているから	237	75.5
こどもが満足しているから	57	18.2
その他	29	9.2
無回答	2	0.6
合計	314	100.0

（出所） 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村） より

- 夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに対する職員・こども・保護者からの評価を運営主体に尋ねたところ、いずれも「評価されている」「どちらかという評価されている」の合計が5割前後。

➤ ただし、職員・こども・保護者の評価を把握していないケースも一定数存在。

【職員から評価されている理由】「保護者の要望を満たすことができ、関係構築につながるから」「こどもたちに夏休みだからその経験を提供できるから」等

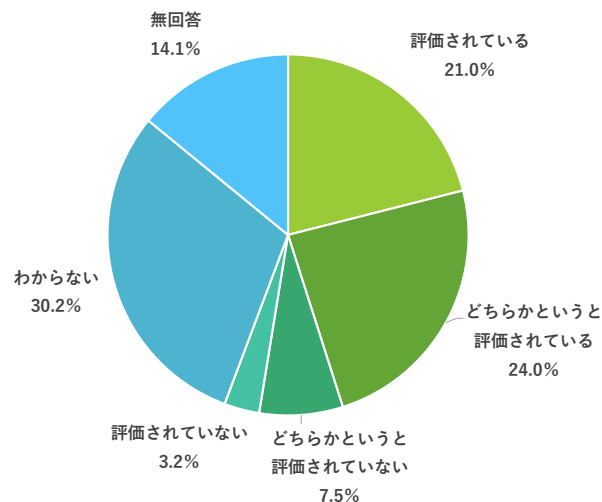
【こどもから評価されている理由】「他の児童と遊べるから」「自由遊びができるから」「宿題を終えることができるから」等

【保護者から評価されている理由】「こどもが安全に楽しく過ごすことができているから」「こどもが長時間一人で過ごす事が不安だから」等

運営主体からみた、夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに対する評価（単一回答）

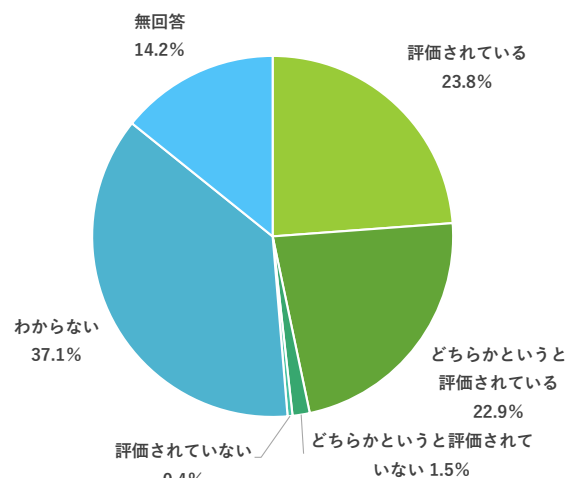
a.職員からの評価

n=1,364



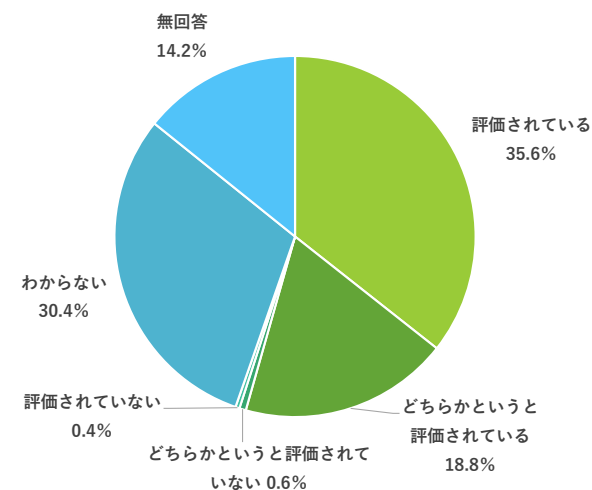
b.こどもからの評価

n=1,364



c.保護者からの評価

n=1,364



（出所）小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）より

- 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題について、市区町村からは「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」という意見が最も多く、次いで「実施場所の確保・選定が難しい」等。

夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題
：放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体（複数回答）

		n	%
運営上の課題として	実施場所の確保・選定が難しい	126	39.9
	夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	43	13.6
	夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	224	70.9
	夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	73	23.1
	活動内容の企画・運営が大変	65	20.6
	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	118	37.3
	上記以外	7	2.2
ら保護者として見られる	利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	51	16.1
	開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	65	20.6
	居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	35	11.1
	昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	83	26.3
	上記以外	7	2.2
その他		4	1.3
特に課題はない		18	5.7
無回答		12	3.8
合計		316	100.0

夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題
：小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体（複数回答）

		n	%
運営上の課題として	実施場所の確保・選定が難しい	15	31.3
	夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	15	31.3
	夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	29	60.4
	夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	7	14.6
	活動内容の企画・運営が大変	15	31.3
	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	16	33.3
	上記以外	3	6.3
ら保護者として見られる	利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	8	16.7
	開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	13	27.1
	居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	5	10.4
	昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	5	10.4
	上記以外	7	14.6
その他		1	2.1
特に課題はない		5	10.4
無回答		3	6.3
合計		48	100.0

（出所）小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）より

- 運営主体からも同様に、「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」という声が最も多く、次いで「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」等。

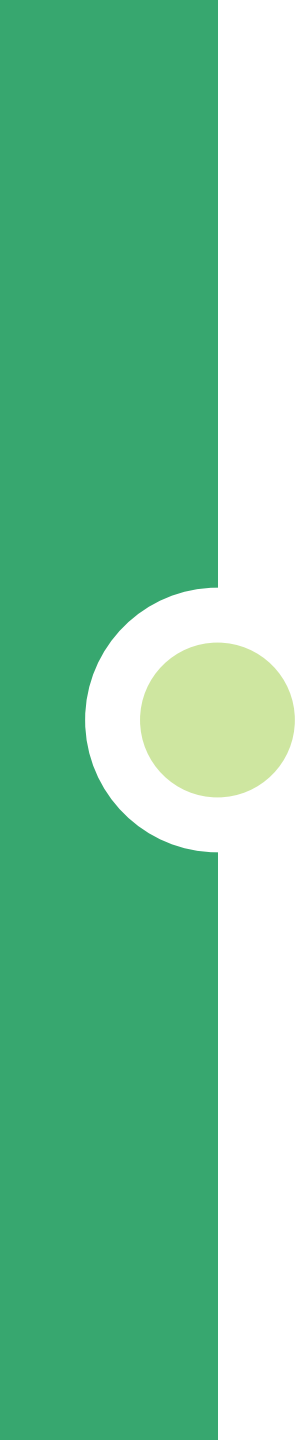
夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題
：放課後児童健全育成事業として実施するもののみある運営主体
(複数回答)

	n	%
実施場所の確保・選定が難しい	182	21.0
夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	602	69.4
夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	276	31.8
活動内容の企画・運営が大変	315	36.3
安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	504	58.1
上記1～5以外	69	7.9
利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	177	20.4
開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	137	15.8
居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	75	8.6
昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	182	21.0
上記7～10以外	41	4.7
上記1～12以外	14	1.6
特に課題はない	42	4.8
無回答	38	4.4
	868	100

夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題
：小学生の預かり事業等として実施するもののみある運営主体
(複数回答)

	n	%
実施場所の確保・選定が難しい	14	22.2
夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	42	66.7
夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	14	22.2
活動内容の企画・運営が大変	22	34.9
安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	27	42.9
上記1～5以外	7	11.1
利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	15	23.8
開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	14	22.2
居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	4	6.3
昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	11	17.5
上記7～10以外	1	1.6
上記1～12以外	2	3.2
特に課題はない	0	0.0
無回答	4	6.3
	63	100

(出所) 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）より



参考情報等

- 放課後児童対策パッケージ 2025

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/a43a5c58/20241223_policies_kosodatehien_houkago-jidou_53.pdf

(概要版)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/dcc58659/20241227_policies_kosodatehien_houkago-jidou_54.pdf

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

